

○少年指導委員制度の運用について(通達)

(平成 19 年 2 月 8 日岡少第 33 号／岡生環第 35 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡生環第 116 号 平成 26 年 7 月 3 日岡少第 279 号、岡生企第 642 号
平成 28 年 6 月 22 日岡生企第 484 号 平成 28 年 9 月 29 日岡少第 290 号
令和 4 年 5 月 31 日岡少第 193 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

このたび、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)及び少年指導委員規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。)に規定されている少年指導委員制度に関し、その運用に係る留意事項を定め、本日から施行することとしたので、部下職員に徹底するとともに、適切かつ効果的な運用が行われるよう配慮されたい。

なお、少年指導委員制度の運用について(昭和 60 年 2 月 13 日岡少第 78 号例規)は、廃止する。

記

第 1 委嘱(法第 38 条第 1 項、規則第 2 条、第 3 条関係)

1 活動区域及び委嘱人員(規則第 2 条第 1 項関係)

少年指導委員は、繁華街、歓楽街その他有害な環境から少年を守るため必要があると認められる地域において活動を行うものとし、その活動区域、名称及び委嘱人員は、別に定める。

2 委嘱の要件(法第 38 条第 1 項関係)

(1) 活動区域内に居住し、又は勤務するなど当該活動区域の実情に精通している者を委嘱するものとする。

(2) 委嘱に当たっては、次の点について慎重な審査を行って適任者を選定するものとする。

ア 人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼があること。

イ 少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕を有すること。

ウ 経済的観点からのみでなく、社会的、家庭的にも安定していること。

エ 心身ともに健康であり、その職務を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないこと。

(3) 適任者の審査に当たっては、次の点について留意するものとする。

ア 風俗営業の業者等

現に風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の業者である者については、慎重かつ厳密な審査を行うこと。

イ 活動に実効が期待できない者

他に多くの職を兼ねていて少年指導委員としての活動を期待できない者等については、慎重な審査を行うこと。また、委嘱後の活動に熱意がみられないなど、実効の上がらない者については、再委嘱の際に慎重な審査を行うこと。

3 委嘱の手續(規則第2条第1項関係)

(1) 少年指導委員の委嘱は、活動区域を管轄する警察署長(以下「署長」という。)の推薦により委嘱状(様式第1号)を交付して行うものとする。

(2) 署長の推薦は、少年指導委員委嘱推薦書(様式第2号)により行うものとする。

4 関係住民への周知(規則第2条第2項関係)

少年指導委員を委嘱したときは、少年指導委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域について、公的機関が発行する機関誌、交番、駐在所等が発行する広報紙への掲載、警察署等の掲示板への掲示等適当な方法により関係住民に周知させるものとする。

なお、連絡先については、その活動区域を管轄する警察署の電話番号、メールアドレス等とすることができるものとする。

5 任期(規則第3条)

少年指導委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任することを妨げない。ただし、再委嘱の都度、3(2)及び4の手續をとるものとする。

なお、任期途中で死亡、解嘱等の理由により少年指導委員が欠けた場合における補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2 職務(法第38条第2項、規則第4条関係)

少年指導委員が行う職務の内容は、次のとおりとし、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないことに留意すること。

1 少年の補導(法第38条第2項第1号)

(1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導する。

(2) 少年に対し、同号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示する。

(3) 少年の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。)又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡する。

(4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不
適当であると認めるときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条第1項の
規定により通告を行う。

2 風俗営業を営む者等に対する助言(法第38条第2項第2号)

(1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示する。

(2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講
ずべき措置を促す。

3 被害を受けた少年に対する援助(法第38条第2項第3号)

(1) 当該少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導する。

(2) 当該少年の保護者等に連絡する。

(3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団
体等を紹介する。

(4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不
適当であると認めるときは、児童福祉法第25条第1項の規定により通告を行う。

4 地方公共団体の施策等への協力(法第38条第2項第4号)

(1) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加する。

(2) 地方公共団体の施策や民間団体の活動に参加の意志を有する者を募る。

5 少年相談(規則第4条第1号)

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項につい
て少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導そ
の他の援助を行うものとする。

6 広報啓発活動(規則第4条第2号)

繁華街等における有害環境浄化や不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うな
ど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。また、少
年をめぐる具体的な状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止
し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

第3 活動に関する一般的留意事項(法第38条第1項～第4項、第51条、規則第1条、
第5条、第6条関係)

1 心構え(規則第1条)

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をも
ってその職務を遂行しなければならない。また、常に、人格識見の向上に努め、関係
者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能
の修得に努めるものとする。

2 守秘義務(法第38条第3項、第51条)

少年指導委員は、公安委員会の指示を受けて風俗営業の営業所等に立入りを行うため、これに関して、知り得た立入りの実施時期、立入り先の営業所の従業員の氏名等の秘密を漏らしてはならない。

また、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対して、助言、指導その他の援助を行うこととしているため、その過程で知り得た、被害少年や加害者の氏名、連絡先等の秘密を漏らしてはならない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)の施行の日である平成18年5月1日(以下「施行日」という。)前に知り得た秘密を施行日後に漏らす行為について、施行日後に少年指導委員である者又は施行日後に少年指導委員でなくなった者は、罰則の対象となる。一方、施行日前に少年指導委員でなくなった者が少年指導委員であったときに知り得た秘密を施行日後に漏らした場合については、守秘義務違反及び罰則の対象とはならない。

3 身分等(法第38条第4項)

少年指導委員は、公安委員会から委嘱される特別職の非常勤地方公務員である。また、名誉職であるため、生活費としての俸給又は給料を受けない。

4 活動上の注意(規則第5条)

少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。また、個々の活動においても、威圧的な言動や態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いるように配慮するものとする。

5 風俗環境浄化協会の協力(規則第6条)

少年指導委員は、平素から、岡山県風俗環境浄化協会等の関係機関、団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努めること。また、その職務遂行に当たっては、これらの関係機関、団体の協力を得つつ、効果的な活動となるように努めるものとする。

6 その他(法第38条第1項～第4項、第51条、規則第1条、第5条、第6条関係)

(1) 公務性の確保

少年指導委員の活動に関しては、公務性を可能な限り明らかにするものとする。ただし、風俗営業の営業所等への立入りに関し、法第38条の2第4項に規定する少年指導委員の身分を示す証明書については、その趣旨に照らし、立入り以外の活動のために使用することのないよう留意すること。

(2) 活動の記録・報告

ア 少年指導委員は、行った活動について、活動記録票(様式第3号)により署長に報告するものとする。

イ 署長は、少年指導委員から報告のあった活動記録票の写しを生活安全部少年課(以下「少年課」という。)に送付するものとする。

第4 研修(法第38条第5項、規則第7条関係)

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、別添のとおり少年指導委員に対する研修の実施基準による研修を実施し、必要な知識及び技術を教示するとともに、所要の指導を行うものとする。

第5 解嘱(法第38条第6項、規則第8条関係)

1 解嘱の事由

少年指導委員の解嘱要件は、次のとおりである。

- (1) 法第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

2 解嘱の手續(規則第8条)

- (1) 署長は、少年指導委員が上記1のいずれかに該当すると認めるときは、公安委員会に対し、少年指導委員解嘱申請書(様式第4号)により解嘱の申請を行うものとする。
- (2) 少年指導委員を解嘱しようとするときは、当該少年指導委員に対し、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明の期日及び場所を2週間前に通知するものとする。ただし、当該少年指導委員の所在が不明であるため通知することができないとき、又は通知をしたにもかかわらず正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、改めて弁明の機会の付与を行うことなく解嘱することができるものとする。
- (3) 少年指導委員の解嘱は、解嘱状(様式第5号)を交付して行うものとする。

第6 立入り(法第38条の2、第53条第7号、規則第9条関係)

少年指導委員は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業所等に立ち入るものとする。

1 立入りの指示(法第38条の2第2項、規則第9条第1項)

(1) 指示の趣旨

活動区域を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、少年指導委員が風俗営業の営業所等への立入りを適正かつ効果的に行うこととするため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について適切に判断するものとする。

(2) 指示の方法・時期

署長は、少年指導委員が立入りを行おうとするときは、個々の少年指導委員に対し、警察署等に少年指導委員が集合した際等事前に指示書(様式第6号)を交付するものとする。

(3) 指示の内容

ア 立入りを実施すべき場所

- (ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにするものとする。

(イ) 立入りを実施すべき地域

少年指導委員の活動区域内のいずれか又は活動区域内全域を指定するものとする。

なお、対象となる地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険やトラブルが予想される営業所、違反の風評がある営業所等には少年指導委員が立入りをしないように留意するものとする。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

署長は、立入りを実施すべき期日又は期間について、過度に長期にならない範囲で指示するものとする。

(ア) 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間

(イ) 地域における祭礼の日等公安委員会として立入りを必要と認める特定の日

(ウ) 少年指導委員から自主的な立入り活動の申出があり、これを相当と認める場合は、上記(ア)のような事情であるときを除き、おおむね1週間

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

風俗営業の営業所等への立入りについては、警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うものとする。

また、無用のトラブルを避けるため、立入り実施時の心構え、配意事項として、次のように、留意事項を示すものとする。

(ア) 営業者の負担を考慮し、その理解と協力を求めて行うこと。

(イ) 基本的に営業時間内に立入りを実施すること。

(ウ) 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業関係者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が20歳未満の者であり、補導又は援助を行う必要がある場合に限り行うこと。

2 立入りの実施(法第38条の2第1項・第4項、第53条第7号)

(1) 立入りの際に行うこと

ア 視察を行うに当たって必要があるときは、関係者に質問するものとする。

なお、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えない。

イ 補導対象となる少年や援助すべき少年を発見した場合には、補導・援助を行うとともに、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示や遵守のための措置の助言を行うものとする。

(2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、法令違反に対して行政処分を行うなどの権限を有していないため、立入りの際に法令違反を発見した場合は、直ちに活動区域を管轄する警察署(以下「警察署」という。)に連絡するものとする。

(3) 立入りを拒否された場合等の対応

立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、警察署に連絡すること。

3 立入りの報告(法第 38 条の 2 第 3 項、規則第 9 条第 2 項)

少年指導委員は、立入りをした場合、その結果を公安委員会に報告しなければならない。この場合の報告は、立入り実施後又は立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに報告書(様式第 7 号)に指示書を添えて警察署長に提出して行うものとする。

なお、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合は、連名で報告書を作成すれば足りる。

4 立入りをする少年指導委員の身分を示す証明書(法第 38 条の 2 第 4 項、規則第 9 条第 3 項)

立入りをする少年指導委員は、少年指導委員証(様式第 8 号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

なお、少年指導委員証については、立入り以外の活動のために使用してはならない。また、署長は、個々の少年指導委員に対して指示書を交付する際に少年指導委員証を交付し、少年指導委員は、報告時に署長へ返納すること。

第 7 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
少年指導委員委嘱推薦書	少年課	任期が満了し、又は解嘱するまで
少年指導委員委嘱推薦書の写し	警察署	任期が満了し、又は解嘱するまで
活動記録票	警察署	3 年
活動記録票の写し	少年課	3 年
少年指導委員解嘱申請書	少年課	1 年
報告書	警察署	3 年

別添

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	1) 少年非行の状況 本県における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況 2) 最近の風俗環境の状況 本県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況、風俗環境の実態	1時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項 2) 技能 実技指導、シミュレーション等による上記職務の実務	2～2.5時間
3 法第38条の2第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。	1) 知識 立入りの趣旨、指示、実施、報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項 2) 技能 実技指導、シミュレーション等による立入りの実務	1～1.5時間

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 定期研修1～3と同じ。	定期研修1～3と同じ。	4～5時間
2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。	1) 法の概要 法の目的、規制の概要 2) 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること、その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等 3) 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要、立入りの仕組み 4) 少年指導委員の守秘義務	1～2時間

	守秘義務に関する留意事項、違反の場合の罰則 5) その他の関係法令 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)、岡山県青少年健全育成条例(昭和 52 年岡山県条例第 29 号)等の法令のうち、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や児童相談所の役割等	
--	---	--

様式第 1 号

委嘱状

[別紙参照]

様式第 2 号

少年指導委員委嘱推薦書

[別紙参照]

様式第 3 号

活動記録票

[別紙参照]

様式第 4 号

少年指導委員解嘱申請書

[別紙参照]

様式第 5 号

解嘱状

[別紙参照]

様式第 6 号

指示書

[別紙参照]

様式第 7 号

報告書

[別紙参照]

様式第 8 号

少年指導委員証

[別紙参照]